

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

滋賀県彦根市長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 ②現況届の確認に関する事務 ③地方税関係、年金給付関係、障がい者関係等の情報確認に関する事務
③システムの名称	・児童扶養手当システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表  <情報提供の根拠> 17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項  <情報照会の根拠> 160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こども若者支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	彦根市子ども家庭部子ども若者支援課 〒522-0041 滋賀県彦根市平田町670番地 0749-49-2251
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・児童扶養手当システムへのアクセス時における二要素認証の実施 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・児童扶養手当システム	・児童扶養手当システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・中間サーバー	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第1第37号	番号法第9条第1項および別表第56項	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号および別表第2第13、16、26、30、47、57、65、87、116項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表  <情報提供の根拠> 17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項  <情報照会の根拠> 160の項	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署	①部署 子ども未来部子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長	①部署 こども家庭部こども若者支援課 ②所属長の役職名 課長	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	彦根市子ども未来保健部子育て支援課 〒522-0041 滋賀県彦根市平田町670 0749-26-0994	彦根市こども家庭部こども若者支援課 〒522-0041 滋賀県彦根市平田町670番地 0749-49-2251	事後	